

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定

と労働代表者は、1年単位の変形労働時間制に関し、次の通り協定する。

記

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

2、対象期間には、1ヶ月ごとの区分期間を設ける。区分期間は、起算日から1ヶ月(暦月)ごとの期間とする。但し、初年度は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする

3、1日の平均所定労働時間は8時間とし、各日の勤務時間は事前に勤務割表にて通知する。

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は平成 年 月 日とする。

(休日)

第3条 月 日から 月 日までの休日については別紙勤務割表の通りとし、 月 日以降の各月については、社員の同意を得て、各月の初日の30日前に勤務割表を作成し社員に配布する。

(月 日以降の書きつきの所定労働日数と所定労働時間数)

第4条 月 日以降の各月の所定労働日数と所定労働時間は次の通りとする。

月	所定労働日数	所定労働時間数	月	所定労働日数	所定労働時間数
月 日まで	日	時間	月 日まで	日	時間
月 日まで	日	時間	月 日まで	日	時間
月 日まで	日	時間	月 日まで	日	時間

(対象となる労働者の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する労働者を除き、全労働者に適用する。

- 1、 18歳未満の年少者
- 2、 妊娠中または産後1年を経過しない女性労働者のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 3、 育児や介護を行う労働者、職業訓練または教育を受ける労働者その他の特別の配慮を要する労働者に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は、 月 日から翌年 月 日までとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は起算日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働者代表

①

②